

新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了された皆さまへ

新型コロナウイルスの影響で生活にお困りの方に対する 総合支援資金（再貸付）のご案内

緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付の利用が終了した上で、生活にお困りの場合、生活困窮者自立相談支援機関による支援とともに、総合支援資金の再貸付を行います。

■ 対象世帯

次の要件をいずれも満たす世帯

ア 令和3年3月末までの間に、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した世帯

イ 再貸付の申請前に自立相談支援機関による支援を受けること

■ 貸付上限額

- ・ 複数人世帯の場合 20万円以内／月 × 3月以内
- ・ 単身世帯の場合 15万円以内／月 × 3月以内

■ 受付期間

- ・ 令和3年2月19日(金)から令和3年3月31日(水)まで

お問合せ先：お住まいの**各市町村社会福祉協議会**

市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号	市町村名	電話番号
岐阜市	058-255-5511	土岐市	0572-57-6661	笠松町	058-387-5332	北方町	058-324-6550
大垣市	0584-78-8181	各務原市	058-383-7610	養老町	0584-34-3504	坂祝町	0574-27-1222
高山市	0577-35-0294	可児市	0574-62-1555	垂井町	0584-23-3335	富加町	0574-54-1312
多治見市	0572-25-1131	山県市	0581-52-3010	関ケ原町	0584-43-2943	川辺町	0574-53-2121
関市	0575-22-0372	瑞穂市	058-327-8610	神戸町	0584-28-0223	七宗町	0574-46-1294
中津川市	0573-66-1111	飛騨市	0577-73-3214	輪之内町	0584-69-4433	八百津町	0574-43-4462
美濃市	0575-35-2355	本巣市	058-320-0531	安八町	0584-47-7704	白川町	0574-72-2327
瑞浪市	0572-68-4148	郡上市	0575-88-9988	揖斐川町	0585-56-3700	東白川村	0574-78-2059
羽島市	058-391-0631	下呂市	0576-52-4884	大野町	0585-34-2130	御嵩町	0574-67-6710
恵那市	0573-26-5221	海津市	0584-55-2300	池田町	0585-45-8123	白川村	05769-6-1311
美濃加茂市	0574-28-6111	岐南町	058-240-2100				

実施主体：社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会

連絡先：〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉農業会館内 TEL：058-273-1111

一般的なお問合せは相談コールセンター 0120-46-1999 ※9:00～21:00(土日・祝日含む)

総合支援資金の再貸付に関するQ & A

Q1 総合支援資金の利用が初回3月で終了しているのですが、再貸付の申請は可能ですか？

A 可能です。

Q2 申請のために必要な書類はなんですか？

A 再貸付の申込書、既に借りている緊急小口資金及び総合支援資金(初回・延長)の決定通知書または、送金の確認ができる預金通帳のコピー等をご用意ください。(居住地や世帯に変更がある場合は、住民票を、振込口座を変更する場合は、通帳の写が必要です。)

Q3 お金はどれくらいの期間で振り込まれますか？

A 各都道府県社会福祉協議会により異なります。受付開始後、早めのご相談・申請をお願いします。

Q4 借り受けたお金の返済方法はようになりますか？

A 借受の1年後から返済開始となり、10年間で返済していただきます。

Q5 償還免除はありますか？

A 総合支援資金の再貸付についても「なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」が償還免除の対象となります(要件等は現在、厚生労働省で検討中です)。